

山陽小野田市認知症初期集中支援推進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第2項第6号の規定に基づき、認知症に関する正しい知識の情報提供及び医療サービス又は介護サービス（以下「医療・介護サービス」という。）の円滑な導入を推進するため、認知症初期集中支援チーム（以下「支援チーム」という。）を設置し、認知症の初期に支援対象者に対し集中的・包括的に支援を実施することにより、地域住民が、認知症になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けるために支援することを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、山陽小野田市とする。

(定義)

第3条 この要綱において、「支援対象者」とは、市内に在住する40歳以上の認知症が疑われる者又は認知症の者で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 医療・介護サービスを受けていない者又は中断をしている者で認知症疾患の臨床診断を受けていないもの
- (2) 医療・介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している者

(実施体制)

第4条 市長は、健康福祉部高齢福祉課内に支援チームを配置する。

(支援チームの構成)

第5条 支援チームの構成員（以下「チーム員」という。）は、専門職2人以上及び専門医1人とする。

2 専門職は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士等の医療保健福祉に関する国家資格のいずれかを有する者
- (2) 認知症ケア又は在宅ケアの実務・相談業務に3年以上携わった経験がある者
- (3) 国が別途定める認知症初期集中支援チーム員研修を受講し、必要な知識・技能を修得した者。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、国が定める研修を受講したチーム員が受講内容をチーム内で共有することを条件とし

て、同研修を受講していないチーム員の事業参加も可能とする。

3 専門医は、日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師のいずれかに該当し、かつ、認知症の確定診断を行うことのできる認知症サポート医である医師とする。ただし、当該医師の確保が困難なときは、当分の間、次の各号のいずれかの要件を満たす医師を専門医として認めるものとする。

(1) 日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師のいずれかであって、今後5年間で認知症サポート医研修を受講する予定のあるもの

(2) 認知症サポート医であって、認知症疾患の診断及び治療に5年以上従事した経験を有するもの（認知症疾患医療センター等の専門医と連携を図っている場合に限る。）

（支援チームの業務）

第6条 支援チームは、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 地域住民、関係機関、関係団体等に対する支援チームの役割及び機能についての啓発活動に関すること。

(2) 支援対象者及びその家族に対する情報収集、訪問支援、アセスメント等の認知症初期集中支援に関すること。

(3) 認知症初期集中支援における関係機関との連携に関すること。

（チーム員会議の開催）

第7条 支援対象者へ医療・介護サービスが円滑に導入されることを目的としたチーム員会議を開催する。

2 チーム員会議は、次の事項について、検討を行うものとする。

(1) 支援対象者の課題及び必要な支援についてのアセスメントに関すること。

(2) アセスメント内容に応じた支援方針、支援内容、支援頻度等に関すること。

3 チーム員会議は、必要に応じて、かかりつけの医師、介護支援専門員、関係課職員等の出席を求めることができる。

（認知症初期集中支援チーム検討委員会の設置）

第8条 支援チームの活動状況について検討し、地域の関係機関又は関係団体との連携を図るため、認知症初期集中支援チーム検討委員会（以下「検討委員会」という。）

を設置する。

2 前項の検討委員会の委員は、山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第30号）別表に掲げる山陽小野田市地域包括支援センター運営協議会の委員とする。

3 検討委員会は、次の事項について、検討を行うものとする。

(1) 支援チームの活動状況に関すること。

(2) 認知症初期集中支援における関係機関又は関係団体との連携に関すること。

(3) その他支援チームの活動について必要な事項に関すること。

(秘密保持等)

第9条 チーム員及び検討委員会の委員は、山陽小野田市個人情報保護条例（平成17年山陽小野田市条例第9号）の規定等を踏まえ、支援対象者及びその家族の個人情報の取扱い及びプライバシーの保護に留意し、正当な理由なくその業務に関して知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。